

## ＜宮津市支援事業＞

# 宮津・天橋立產品づくり事業補助金 募集のご案内

～宮津・天橋立ならではの商品開発を支援します～

宮津商工会議所では、宮津市による支援のもと宮津市内の事業者等による丹後宮津ならではの、素材や歴史、文化を活かした商品の製造・販売を通じて売上及び利益の拡大に取り組む事業を支援いたします。

### 【申請受付期間】

第1次募集 令和2年 8月19日（水）から令和2年 9月14日（月）まで【終了】  
第2次募集 令和2年10月30日（金）から令和2年12月10日（木）まで

### 【申請書の提出先】

宮津商工会議所 へ 提出

### 【申請要件】

- 1) 宮津商工会議所のコンサルティングを事前に受けることができる中小企業等及び商店街団体、農林漁業者等。
- 2) 宮津商工会議所等の各種制度等を活用しながら、商品開発及び改良、売上アップに取り組む中小企業等及び商店街団体、農林漁業者等。

### 【問合せ先】

宮津商工会議所 <連絡先> 〒626-0041 京都府宮津市字鶴賀 2054-1  
TEL 0772-22-5131  
FAX 0772-25-1690  
HP <https://miyazu-cci.or.jp/>

## <1 補助対象者>

宮津市内に事業所（団体）等を有する中小企業等。宮津市内に事業所（団体）等を有する下記の中小企業等及び商店街団体、農林漁業者等が対象。

### (1) 中小企業等

#### 〔中小企業の範囲〕

業種	常時使用する従業員の数	資本金の額又は出資の総額
製造業・その他の業種	300人以下	3億円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
小売業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下

※ 一部対象とならない業種もありますので、お問い合わせください。

### (2) 小規模事業者

#### 〔小規模事業者の範囲〕

業種	常時使用する従業員の数
商業・サービス業（宿泊・娯楽業を除く）	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20人以下
製造業その他	20人以下

※ 一部対象とならない業種もありますので、お問い合わせください。

### (3) 商店街団体

#### 〔商店街団体の範囲〕

商店街振興組合、商店街及び小売市場における事業協同組合、商店街振興組合に準ずる活動を行っている任意団体、共同出資会社、特定会社、複数の団体が中心となって商店街等の活性化を目指すために事業活動を行っている事業実行委員会 ※詳細はお問い合わせください。

### (4) 農林漁業者等

農林漁業を営む個人又は法人及びそれらで組織する団体等

## <2 補助率・補助上限>

10分の10【上限10万円】

## <3 事業実施期間>

項目	開始	終了
受付期間	1次募集	令和2年 8月19日
	2次募集	令和2年10月30日
事業実施期間 (予定)	1次募集	令和2年 4月 1日
	2次募集	令和2年 4月 1日
実績報告書提出期間	事業完了日（交付決定時に既に事業が完了している場合は、交付決定日）から14日以内	

#### 【対象外】

○令和2年3月31日以前に着手した取組

## <4 補助対象経費>

補助対象となる経費は、令和2年4月1日以降に事業開始（契約・発注）した申請取組（事業）に必要な経費（消費税込）で、令和2年4月1日からそれぞれの募集期間に応じ終了期間までに請求・支払い行為が完了するものです。

### [補助対象経費の具体例]

#### ◆ 試作品の製造

- ・テスト販売期間（概ね販売開始から3ヶ月以内）の材料代
- ・試作品製造のために必要となる簡易設備、調理器具
- ・サンプル制作のための外注費
- ・賞味期限検査、成分検査等の検査費用
- ・食品表示等の専門家への外注・指導費 など

#### ◆ パッケージングの開発及び改良

- ・パッケージデザインの外注費
- ・商品用の金型等の製造

#### ◆ 新商品のPR

- ・チラシの印刷費、デザイン代、新聞折込代（概ね販売開始から3ヶ月以内）  
※HPの作成、更新等の費用は除く。

#### ◆ 製造設備等の導入 【※採択件数に制限があります。】

- ・対象となる商品の自動化、量産化につながる設備
- ・対象となる商品の安全性を高める設備

#### ◆ その他、事業趣旨に合致した取組で、宮津商工会議所が必要と判断したもの

**【注意】飲食メニューやテイクアウト・総菜の取り組みは、対象外です。**

## <5 補助対象外経費>

人件費・家賃等の固定経費、損失補てん、借入れに伴う支払い利息、不動産購入費、公租公課（消費税など）、官公署に支払う手数料等、振込手数料、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、その他公的資金の使途として社会通念上、不適切と認められる費用は対象外とします。

## <6 申請手続>

交付申請書等の提出書類は、定められた募集期間内に、コンサルティングを受けた宮津商工会議所の職員を通じて宮津商工会議所へ提出してください。

(1) 書類は、以下の原本（押印したもの）1部を提出してください。

①交付申請書

②その他添付書類【見積書、カタログやHP等補助対象経費の算出根拠となる書類】

（※担当の職員からの要請に従って経費明細書や発注書等を提出してください。）

③定款又は規約（商店街団体、任意団体のみ）

(2) 交付申請書等の様式をお求めの方は、支援を受けている職員にお申し出ください。

## <7 選考（評価）基準>

取組（事業）については、以下の事項を評価の基準とします。

- (1) 商品開発及び改良に向けた取組として適当と認められること。
- (2) 消費者のニーズや市場の動向を踏まえ、宮津・天橋立のヒット商品となる期待ができる取組であること。
- (3) 事業者の取組に対する熱意や思い。

## <8 選考結果の通知>

補助金の交付の決定は、募集期間終了後、選考を行い、文書により各申請者に通知いたします。

- (1) 補助金は、予算の範囲内で交付するため、交付されることになった場合にも希望された金額の全てに応じられない場合があります。
- (2) 補助金の支払いは、原則、取組（事業）終了後の精算払とします。

## <9 実績報告書の提出>

- (1) 補助事業完了日（交付決定時に既に事業が完了している場合は、交付決定日）から14日以内（土日祝含む）に実績報告書を担当職員を通して、宮津商工会議所に提出してください。  
また、領収書や明細がわかる資料（成果物見本や写真等を含む。）の添付が必要です。その際、取組（事業）実績について宮津商工会議所職員が確認させていただきます。
- (2) 宮津商工会議所において実績報告書を受理後、取組（事業）及び経費を審査の上、補助金額を確定し通知します。

## <10 その他留意事項>

- (1) 同一内容の事業について、府が助成（府以外の機関が、府から受けた補助金等により実施する場合を含む）する他の制度（補助金、委託費）と重複する場合は、対象となりません。  
※本補助金では、同一の補助事業（取組）について、重複して府の他の補助金を受け取ることはできません。他の補助金を受給しているか受給予定の方は、補助金を受け取ることが可能か、必ず宮津商工会議所に、予めご確認ください。
- (2) 国や市町村の補助金と重複して本補助金を申請される場合には、事前に宮津商工会議所にお申し出ください。

### 【注意事項】

○補助金交付の目的に従って、誠実に補助事業を行ってください。

○申請内容に虚偽がある場合、交付決定取消や交付済補助金の返還を求める場合があります。